

市 議 会 定 例 会 議 案

山 形 市

令和 5 年 3 月 定例会 議案 目次

議案番号	件名
議第 1 号	令和 4 年度山形市一般会計補正予算
議第 2 号	令和 4 年度山形市公共下水道事業会計補正予算
議第 3 号	令和 4 年度山形市駐車場事業会計補正予算
議第 4 号	令和 5 年度山形市一般会計予算
議第 5 号	令和 5 年度山形市水道事業会計予算
議第 6 号	令和 5 年度山形市公共下水道事業会計予算
議第 7 号	令和 5 年度山形市立病院済生館事業会計予算
議第 8 号	令和 5 年度山形市国民健康保険事業会計予算
議第 9 号	令和 5 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算
議第 10 号	令和 5 年度山形市介護保険事業会計予算
議第 11 号	令和 5 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算
議第 12 号	令和 5 年度山形市区画整理事業会計予算
議第 13 号	令和 5 年度山形市財産区会計予算
議第 14 号	令和 5 年度山形市駐車場事業会計予算
議第 15 号	令和 5 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 16 号	令和 5 年度山形市農業集落排水事業会計予算
議第 17 号	市道路線の認定について
議第 18 号	市道路線の廃止について
議第 19 号	市道路線の変更について
議第 20 号	包括外部監査契約の締結について
議第 21 号	山形市特定空家等緊急措置条例の設定について
議第 22 号	山形市印鑑条例及び山形市手数料条例の一部改正について
議第 23 号	山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について
議第 24 号	山形市行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

- 議第 25 号 山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 議第 26 号 山形市手数料条例の一部改正について
- 議第 27 号 山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正について
- 議第 28 号 山形市児童遊園条例の一部改正について
- 議第 29 号 山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 30 号 山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 31 号 山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 32 号 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 33 号 山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 議第 34 号 山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 35 号 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第 36 号 山形市国民健康保険条例の一部改正について
- 議第 37 号 山形市営住宅条例の一部改正について
- 議第 38 号 山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部改正について

議 第 1 号

令和 4 年度山形市一般会計補正予算（第 8 号）

令和 4 年度山形市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,585,384千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ116,134,957千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び廃止並びに変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		36,206,708 ^{千円}	△ 210,000 ^{千円}	35,996,708 ^{千円}
	1 市 民 税	16,551,289	△ 360,000	16,191,289
	4 市 た ば こ 税	1,330,793	150,000	1,480,793
6 法人事業税交付金		580,000	△ 60,000	520,000
	1 法人事業税交付金	580,000	△ 60,000	520,000
7 地方消費税交付金		6,265,800	170,000	6,435,800
	1 地方消費税交付金	6,265,800	170,000	6,435,800
11 地 方 交 付 税		10,676,900	411,953	11,088,853
	1 地 方 交 付 税	10,676,900	411,953	11,088,853
13 分担金及び負担金		819,570	△ 3,275	816,295
	1 負 担 金	819,570	△ 3,275	816,295
15 国 庫 支 出 金		23,353,261	975,607	24,328,868
	1 国 庫 負 担 金	13,077,195	314,352	13,391,547
	2 国 庫 補 助 金	10,080,011	661,255	10,741,266
16 県 支 出 金		8,252,127	21,846	8,273,973
	1 県 負 担 金	4,571,135	△ 20,282	4,550,853
	2 県 補 助 金	2,983,013	42,128	3,025,141
17 財 産 収 入		277,237	△ 95,569	181,668
	2 財 産 売 払 収 入	191,130	△ 95,569	95,561

款	項	補正前の額	補 正 額	計
18 寄 附 金		2,024,000 ^{千円}	2,378,665 ^{千円}	4,402,665 ^{千円}
	1 寄 附 金	2,024,000	2,378,665	4,402,665
19 繰 入 金		3,831,293	△ 881,155	2,950,138
	1 特別会計繰入金	407,615	△ 117,486	290,129
	2 基 金 繰 入 金	3,423,678	△ 763,669	2,660,009
21 諸 収 入		6,237,569	65,312	6,302,881
	5 雑 入	1,786,244	65,312	1,851,556
22 市 債		7,602,700	812,000	8,414,700
	1 市 債	7,602,700	812,000	8,414,700
歳 入 合 計		112,549,573	3,585,384	116,134,957

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		13,277,024 ^{千円}	134,245 ^{千円}	13,411,269 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	6,275,398	2,100	6,277,498
	7 企 画 費	5,088,653	132,145	5,220,798
3 民 生 費		42,393,695	433,327	42,827,022
	1 社 会 福 祉 費	19,105,033	288,097	19,393,130
	2 児 童 福 祉 費	19,123,336	142,530	19,265,866
	4 災 害 対 策 費	167,549	2,700	170,249
4 衛 生 費		10,379,803	164,799	10,544,602
	1 保 健 衛 生 費	6,381,361	224,872	6,606,233
	2 清 掃 費	3,674,726	△ 60,073	3,614,653
6 農 林 水 産 業 費		2,200,534	52,392	2,252,926
	1 農 業 費	1,848,309	52,392	1,900,701
7 商 工 費		8,548,597	1,359,045	9,907,642
	1 商 工 費	8,482,718	1,359,045	9,841,763
8 土 木 費		12,533,647	850,620	13,384,267
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,900,301	609,091	4,509,392
	4 都 市 計 画 費	4,179,117	132,310	4,311,427
	6 住 宅 費	306,604	109,219	415,823

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教 育 費		10,119,332 ^{千円}	590,956 ^{千円}	10,710,288 ^{千円}
	2 小 学 校 費	2,411,332	250,132	2,661,464
	3 中 学 校 費	563,929	334,192	898,121
	6 社 会 教 育 費	1,120,775	6,632	1,127,407
歳 出 合 計		112,549,573	3,585,384	116,134,957

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	7 企画費	仮称道の駅やまがた蔵王整備事業	317,173 ^{千円}
3 民生費	1 社会福祉費	社会福祉施設等施設整備事業	84,347
		介護サービス基盤整備事業	23,607
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	2,145
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	421,000
6 農林水産業費	1 農業費	担い手確保・経営強化支援事業	30,000
		地籍調査事業	14,280
	2 林業費	林道整備事業(王地向線)	9,610
		市有林造成・管理事業	8,519
7 商工費	1 商工費	事業構想プロジェクト研究事業	17,420
		ふるさと納税推進事業	994,168
		中小企業等事業再構築促進事業	2,000
		インバウンド誘客推進強化事業	42,140
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業(中野南線ほか7路線)	628,831
		自転車ネットワーク路線整備事業	20,200
		消雪設備更新事業	4,142
		道路トンネル長寿命化事業	3,700
		アンダーパス冠水対策事業	31,000
		大型カルバート長寿命化事業	38,700
		雪につよい消雪道路整備事業	70,355
		橋りょう長寿命化事業	188,540

款	項	事業名	金額
	4 都市計画費	景観重点地区景観形成推進事業	14,510 ^{千円}
		本町第1ブロック南地区 地域生活拠点型再開発事業	103,300
		七日町第8ブロック南地区 暮らし・にぎわい再生事業	148,068
		仮称山形PAスマートインター チェンジ整備事業	109,000
		霞城公園プロジェクト推進事業	5,160
		霞城公園整備事業	84,428
	6 住宅費	市営飯田住宅長寿命化事業	109,219
		市営大森住宅長寿命化事業	22,330
10 教育費	2 小学校費	西山形小学校校舎等改築事業	147,200
		楯山小学校外壁等改修事業	77,968
		トイレ改修事業	24,964
	3 中学校費	第九中学校校舎増築等事業	45,000
		トイレ改修事業	289,192
	6 社会教育費	少年自然の家荒沼キャンプ場 改修事業	12,078

変 更

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	都市計画街路事業 (四日町山家町線ほか4路線)	422,821 ^{千円}	都市計画街路事業 (四日町山家町線ほか5路線)	687,840 ^{千円}

第3表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度 額
仮称道の駅やまがた蔵王整備運営事業	令和5年度から 令和20年度まで	1,800,487千円に物価変動による増減額を加えた額 ^{千円}
鈴川ことぶき荘設備改修事業	令和4年度から 令和5年度まで	7,306
出産・子育て応援事業	令和4年度から 令和5年度まで	7,172

廃 止

事 項	期 間	限 度 額
仮称道の駅蔵王整備運営事業	令和3年度から 令和20年度まで	2,289,827千円に物価変動による増減額を加えた額 ^{千円}

変 更

事 項	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
東消防署蔵王温泉出張所整備事業 (用地取得及び造成)	整備用地約6,000㎡を取得した金額及び施設整備に係る造成工事費等に利子等を加えた額 ^{千円}	整備用地8,426.6㎡を取得した金額及び施設整備に係る造成工事費等に利子等を加えた額 ^{千円}

第4表 地方債補正

追 加

起 債 の 目 的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
介護サービス基盤整備事業	千円 4,500	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

変 更

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
道 の 駅 整 備 事 業	千円 474,200	千円 493,900
障 が い 福 祉 施 設 整 備 事 業	14,400	30,600
老 人 福 祉 施 設 整 備 事 業	62,400	57,900
土 砂 災 害 対 策 事 業	18,900	21,600
農 業 生 産 基 盤 整 備 事 業	37,000	42,500
道 路 橋 り ょ う 整 備 事 業	491,200	822,600
地 方 道 路 等 整 備 事 業	692,800	702,100
都 市 計 画 街 路 事 業	678,500	696,600
公 営 住 宅 建 設 事 業	20,300	80,300
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	726,700	1,075,800

議 第 2 号

令和4年度山形市公共下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和4年度山形市公共下水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和4年度山形市公共下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のとおり補正する。

（項 目）	（補 正 前）	（補 正 後）
(1) 主な建設改良事業		
汚水管渠建設事業	834,746千円	1,016,246千円
雨水管渠建設事業	1,201,137千円	1,310,117千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（補正前の予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 下水道事業収益	8,099,538千円	8,212千円	8,107,750千円
第2項 営業外収益	2,747,792千円	8,212千円	2,756,004千円
	支	出	
第1款 下水道事業費用	8,022,008千円	16,424千円	8,038,432千円
第1項 営業費用	6,603,543千円	16,424千円	6,619,967千円

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧書「資本的支出額に対し不足する額2,701,169千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額8,297千円、過年度分損益勘定留保資金1,446,544千円及び当年度分損益勘定留保資金1,246,328千円で補てんするものとする。」を「資本的支出額に対し不足する額2,716,079千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額5,683千円、過年度分損益勘定留保資金1,446,544千円及び当年度分損益勘定留保資金1,263,852千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

(科 目)	(補正前の予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資 本 的 収 入	6,489,812千円	275,570千円	6,765,382千円
第1項 企 業 債	3,866,800千円	138,600千円	4,005,400千円
第2項 補 助 金	614,044千円	136,970千円	751,014千円

	支	出	
第1款 資 本 的 支 出	9,190,981千円	290,480千円	9,481,461千円
第1項 建 設 改 良 費	2,181,068千円	290,480千円	2,471,548千円

(債務負担行為)

第5条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項から「下水道（雨水）整備事業（管渠工事）」、並びに「下水道（雨水）整備事業（路面復旧工事）」を削除する。

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債の限度額を、次のとおり補正する。

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
公 共 下 水 道 事 業	千円 1,098,300	千円 1,236,900

令和5年2月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

議 第 3 号

令和 4 年度山形市駐車場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 4 年度山形市の駐車場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ117,486千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ427,225千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		千円 535,823	千円 △ 117,657	千円 418,166
	1 使 用 料	535,823	△ 117,657	418,166
2 繰 越 金		1	171	172
	1 繰 越 金	1	171	172
歳 入 合 計		544,711	△ 117,486	427,225

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 繰 出 金		千円 276,338	千円 △ 117,486	千円 158,852
	1 繰 出 金	276,338	△ 117,486	158,852
歳 出 合 計		544,711	△ 117,486	427,225

令和 5 年 3 月

市 議 会 定 例 会 議 案

(令和 5 年度予算関係)

山 形 市

議 第 4 号

令和 5 年度山形市一般会計予算

令和 5 年度山形市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98,712,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び
限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、
起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、
15,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用する
ことができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同
一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市 税		36,392,522 千円
	1 市 民 税	16,296,411
	2 固 定 資 産 税	15,174,982
	3 軽 自 動 車 税	757,717
	4 市 た ば こ 税	1,460,853
	5 入 湯 税	45,157
	6 都 市 計 画 税	2,656,402
	7 旧 法 に よ る 税	1,000
2 地 方 譲 与 税		677,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	163,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	470,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	44,000
3 利 子 割 交 付 金		8,000
	1 利 子 割 交 付 金	8,000
4 配 当 割 交 付 金		95,000
	1 配 当 割 交 付 金	95,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		45,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	45,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		514,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	514,000

款	項	金 額
7 地方消費税交付金		6,554,500 ^{千円}
	1 地方消費税交付金	6,554,500
8 ゴルフ場利用税交付金		3,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	3,000
9 環境性能割交付金		63,000
	1 環境性能割交付金	63,000
10 地方特例交付金		281,000
	1 地方特例交付金	281,000
11 地方交付税		10,656,000
	1 地方交付税	10,656,000
12 交通安全対策特別交付金		47,000
	1 交通安全対策特別交付金	47,000
13 分担金及び負担金		864,726
	1 負担金	864,726
14 使用料及び手数料		1,528,504
	1 使用料	832,484
	2 手数料	696,020
15 国庫支出金		15,774,176
	1 国庫負担金	11,860,541
	2 国庫補助金	3,591,423
	3 委託金	322,212

款	項	金 額
16 県 支 出 金		7,482,139 ^{千円}
	1 県 負 担 金	4,562,060
	2 県 補 助 金	2,275,458
	3 委 託 金	644,621
17 財 産 収 入		330,716
	1 財 産 運 用 収 入	87,425
	2 財 産 売 払 収 入	243,291
18 寄 附 金		2,026,000
	1 寄 附 金	2,026,000
19 繰 入 金		2,615,510
	1 特 別 会 計 繰 入 金	423,885
	2 基 金 繰 入 金	2,191,625
20 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
21 諸 収 入		6,185,507
	1 延滞金、加算金及び過料	50,000
	2 市 預 金 利 子	1,476
	3 貸 付 金 元 利 収 入	4,240,288
	4 受 託 事 業 収 入	170,771
	5 雑 入	1,722,972
22 市 債		5,968,700
	1 市 債	5,968,700
歳 入 合 計		98,712,000

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		669,520 千円
	1 議 会 費	669,520
2 総 務 費		9,482,947
	1 総 務 管 理 費	3,147,942
	2 徴 税 費	1,031,135
	3 戸籍住民基本台帳費	469,913
	4 選 挙 費	281,270
	5 統 計 調 査 費	36,254
	6 監 査 委 員 費	88,819
	7 企 画 費	4,361,970
	8 交 通 安 全 対 策 費	65,644
3 民 生 費		38,758,951
	1 社 会 福 祉 費	17,529,130
	2 児 童 福 祉 費	17,247,982
	3 生 活 保 護 費	3,838,978
	4 災 害 対 策 費	142,861
4 衛 生 費		7,919,372
	1 保 健 衛 生 費	3,975,081
	2 清 掃 費	3,669,358
	3 環 境 保 全 費	250,200
	4 上 水 道 費	24,733

款	項	金 額
5 労 働 費		347,693 ^{千円}
	1 労 働 福 祉 費	347,693
6 農 林 水 産 業 費		1,982,657
	1 農 業 費	1,676,112
	2 林 業 費	306,545
7 商 工 費		7,052,497
	1 商 工 費	6,985,222
	2 消 費 者 保 護 費	67,275
8 土 木 費		11,983,856
	1 土 木 管 理 費	470,773
	2 道 路 橋 り ょ う 費	3,842,018
	3 河 川 費	266,813
	4 都 市 計 画 費	3,717,017
	5 下 水 道 費	3,447,700
	6 住 宅 費	239,535
9 消 防 費		3,264,552
	1 消 防 費	3,264,552
10 教 育 費		8,514,619
	1 教 育 総 務 費	1,849,245
	2 小 学 校 費	1,260,057
	3 中 学 校 費	523,795
	4 高 等 学 校 費	1,330,372
	5 幼 稚 園 費	225,206

款	項	金 額
	6 社 会 教 育 費	1,027,227 ^{千円}
	7 保 健 体 育 費	2,298,717
11 災 害 復 旧 費		6,571
	1 農林水産施設災害復旧費	2,286
	2 公共土木施設災害復旧費	4,285
12 公 債 費		8,658,765
	1 公 債 費	8,658,765
13 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000
歳 出 合 計		98,712,000

第2表 債務負担行為

事 項		期 間	限 度 額
山形市土地開発公社の事業資金 借入に対する債務保証		令和5年度から 令和9年度まで	千円 10,000,000
人事給与システム運用事業		令和6年度	14,850
固定資産評価替基礎情報 調査分析事業		令和5年度から 令和8年度まで	41,866
地域公共交通乗合タクシー運行事業 (高瀬線)		令和5年度から 令和8年度まで	25,448
地域公共交通乗合タクシー運行事業 (南部線)		令和5年度から 令和6年度まで	1,075
地域公共交通モデル事業 (楯山地区運行実験)		令和6年度	212
介護予防モデル再構築事業		令和6年度	12,815
重粒子線がん治療費 利子補給補助金	令和5年度	令和5年度から 令和12年度まで	融資総額9,420千円の融資残高に 対して年6%以内の利子相当額
上野最終処分場第二期整備事業 (実施設計委託)		令和6年度	18,837
農業後継者及び認定 農業者育成支援事業 貸付金の利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和15年度まで	融資総額130,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業災害復旧資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和10年度まで	融資総額10,000千円の融資残高 に対して年1%以内の割合で計 算した額
農業近代化資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和8年度まで	融資総額10,000千円の償還にか かる利子の年1.5%を超える部分 に対して年1%以内の利子相当額
農林業天災対策資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和11年度まで	融資総額25,000千円の融資残高 に対して年1.15%以内の割合で計 算した利子相当額
災害・経営安定対策資金の 利子補給	令和5年度	令和5年度から 令和20年度まで	融資総額30,000千円の融資残高 に対して年1.15%以内の割合で計 算した利子相当額
特定計量器定期検査事業		令和5年度から 令和6年度まで	1,525
道路パトロール車更新事業		令和5年度から 令和6年度まで	3,607
道路維持補修事業		令和5年度から 令和6年度まで	150,000

事 項	期 間	限 度 額
除 排 雪 等 経 費	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	千円 350,000 (当初の想定を超える除排雪に要する額)
高機能消防指令センター運用事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 14 年 度 ま で	318,978
水槽付消防ポンプ自動車整備事業	令 和 5 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	98,000
東消防署蔵王温泉出張所整備事業	令 和 6 年 度	258,000

第3表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
地域集会所等整備事業	千円 1,200	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 %	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
コミュニティセンター 整備事業	5,900			
庁 舎 整 備 事 業	118,300			
公共交通利用促進対策 事業	4,100			
道 の 駅 整 備 事 業	601,700			
山寺芭蕉記念館整備 事業	4,300			
文 化 財 保 存 事 業	10,400			
体 育 施 設 整 備 事 業	110,100			
総合福祉センター整備 事業	38,000			
障がい福祉施設整備 事業	3,800			
老人福祉施設整備事業	17,200			
放課後児童クラブ整備 事業	5,000			
保 育 施 設 整 備 事 業	23,900			
児 童 遊 園 整 備 事 業	15,900			
斎 場 整 備 事 業	25,000			
最終処分場施設整備 事業	10,500			
山形テルサ整備事業	15,100			
農業生産基盤整備事業	24,000			
農村活性化施設整備 事業	2,100			
農村振興環境整備事業	1,900			

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
林 道 整 備 事 業	17,700 ^{千円}	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	借入先との協 [%] 定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。
山形国際交流プラザ 整備事業	12,100			
公 共 施 設 除 却 事 業	16,400			
道路橋りょう整備事業	578,700			
地方道路等整備事業	901,300			
河 川 整 備 事 業	107,100			
河 川 災 害 対 策 事 業	11,300			
市 街 地 整 備 事 業	142,100			
都 市 計 画 街 路 事 業	646,300			
都市計画公園整備事業	145,300			
公 営 住 宅 整 備 事 業	2,700			
消 防 施 設 整 備 事 業	683,400			
義務教育施設整備事業	85,100			
公 民 館 整 備 事 業	54,700			
図 書 館 整 備 事 業	7,100			
令和5年度臨時財政対 策債	1,519,000			
合 計	5,968,700			

議 第 5 号

令和5年度山形市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度山形市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 栓 数		124,519栓
(2) 年 間 総 給 水 量		25,406千m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量		69,416m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
配 水 管 整 備 事 業	事 業 費	1,451,967千円
施 設 整 備 事 業	事 業 費	248,770千円
負 担 事 業	事 業 費	95,808千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水 道 事 業 収 益	6,540,068千円
第1項 営 業 収 益	5,931,805千円
第2項 営 業 外 収 益	608,263千円

支 出

第1款 水 道 事 業 費 用	6,055,172千円
第1項 営 業 費 用	5,628,199千円
第2項 営 業 外 費 用	394,733千円
第3項 特 別 損 失	2,240千円
第4項 予 備 費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,585,196千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額195,977千円、過年度分損益勘定留保資金54,192千円、建設改良積立金取崩額730,000千円、当年度分損益勘定留保資金1,605,027千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	1,139,022千円
第1項 企業債	1,000,000千円
第2項 工事負担金	124,883千円
第3項 受託金	14,139千円
支 出	
第1款 資本的支出	3,724,218千円
第1項 建設改良費	2,409,478千円
第2項 企業債償還金	1,279,224千円
第3項 投資	500千円
第4項 返還金	5,016千円
第5項 予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
山形市上下水道施設管理センター維持管理事業	令和6年度	223,231 千円
水道施設耐震化（管路）事業【配水管工事・路面復旧工事】	令和6年度	150,000
浄配水設備更新事業【鈴川配水場ポンプ制御盤更新工事等】	令和6年度	57,360

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
上水道整備事業	1,000,000 千円	普通貸借又は証券発行	借入先との協定による。 %	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1,332,564千円

(2) 交 際 費 340千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、32,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

議 第 6 号

令和5年度山形市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度山形市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 戸 数		74,693戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量		30,357千m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量		82,943m ³
(4) 主 な 建 設 改 良 事 業		
汚 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	791,753千円
雨 水 管 渠 建 設 事 業	事 業 費	1,371,924千円
処理場及びポンプ場建設事業	事 業 費	309,916千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下 水 道 事 業 収 益	8,021,360千円
第1項 営 業 収 益	5,191,145千円
第2項 営 業 外 収 益	2,830,215千円

支 出

第1款 下 水 道 事 業 費 用	7,876,209千円
第1項 営 業 費 用	6,622,686千円
第2項 営 業 外 費 用	1,221,313千円
第3項 特 別 損 失	2,210千円
第4項 予 備 費	30,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的支出額に対し不足する額2,869,381千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,324千円、過年度分損益勘定留保資金1,445,804千円及び当年度分損益勘定留保資金1,373,253千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	6,761,608千円
第1項 企業債	4,000,800千円
第2項 補助金	743,270千円
第3項 負担金	2,017,538千円
支 出	
第1款 資本的支出	9,630,989千円
第1項 建設改良費	2,592,405千円
第2項 企業債償還金	7,008,584千円
第3項 予備費	30,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道利用資金の利子補給	令和5年度から融資を得た額の元金償還が完了する日まで	千円 下水道利用資金として融資を得た額の融資残高に対する利子相当額
下水道(雨水)整備事業(管渠工事)	令和6年度	157,500
下水道(雨水)整備事業(路面復旧工事)	令和6年度	30,720
下水道施設改築事業(処理場設備改築)	令和6年度	409,800

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 1,314,800	普通貸借又は証券発行	借入先との協定による。 %	借入先の融資条件による。ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。
流域下水道事業	118,700			
特定環境保全公共下水道事業	70,400			
資本費平準化債	2,200,000			
下水道事業債(特別措置分)	296,900			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 382,357千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

議 第 7 号

令和5年度山形市立病院済生館事業会計予算

(総 則)

第1条 令和5年度山形市立病院済生館事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病	床	数	524床
(2) 年	間	患 者 数	
		入 院	161,040人
		外 来	200,568人
(3) 一 日 平 均 患 者 数			
		入 院	440人
		外 来	822人
(4) 主要な建設改良事業			
	医療器械器具及び備品購入		500,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入	
第1款 病 院 事 業 収 益			14,318,855千円
第1項 医 業 収 益			13,418,236千円
第2項 医 業 外 収 益			772,220千円
第3項 附 帯 事 業 収 入			128,399千円
	支	出	
第1款 病 院 事 業 費 用			14,312,452千円
第1項 医 業 費 用			14,091,922千円
第2項 医 業 外 費 用			72,131千円
第3項 附 帯 事 業 費 用			128,399千円
第4項 特 別 損 失			10,000千円
第5項 予 備 費			10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額539,601千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,508千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,321千円及び、過年度分損益勘定留保資金536,772千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的収入	317,686千円
第1項 企業債	200,000千円
第2項 負担金	117,486千円
第3項 補助金	100千円
第4項 その他資本的収入	100千円
支 出	
第1款 資本的支出	857,287千円
第1項 建設改良費	547,630千円
第2項 企業債償還金	308,657千円
第3項 予備費	1,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
医療機器整備事業	200,000 ^{千円}	普通貸借 又は証券 発行	借入先との協 定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又は、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費	7,971,777千円
(2) 交 際 費	764千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,666,948千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第9条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1 取得する資産

種 類	名 称	数 量	取得の態様
医 療 機 器	M R I 装置 3 T コンバージョン	一 式	購 入
医 療 機 器	電子カルテ及び各種イントラネットワーク	一 式	購 入
医 療 機 器	D I C O M 動画サーバ	一 式	購 入

令和5年2月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

議 第 8 号

令和 5 年度山形市国民健康保険事業会計予算

令和 5 年度山形市の国民健康保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22,220,226千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 国民健康保険税		4,282,646 千円
	1 国民健康保険税	4,282,646
2 使用料及び手数料		500
	1 手 数 料	500
3 国庫支出金		239
	1 国庫補助金	239
4 県支出金		16,087,235
	1 県補助金	16,087,235
5 財産収入		37
	1 財産運用収入	37
6 繰入金		1,795,384
	1 一般会計繰入金	1,490,714
	2 基金繰入金	304,670
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		54,184
	1 延滞金、加算金及び過料	30,002
	2 預 金 利 子	1
	3 雑 入	24,181
歳 入 合 計		22,220,226

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		319,106 千円
	1 総 務 管 理 費	294,098
	2 徴 税 費	24,451
	3 運 営 協 議 会 費	557
2 保 険 給 付 費		15,956,658
	1 療 養 諸 費	13,900,543
	2 高 額 療 養 費	1,995,136
	3 移 送 費	10
	4 出 産 育 児 諸 費	45,019
	5 葬 祭 諸 費	15,500
	6 傷 病 手 当 金	450
3 国民健康保険事業費 納付金		5,657,702
	1 医 療 給 付 費 分	3,863,947
	2 後期高齢者支援金等分	1,409,839
	3 介 護 納 付 金 分	383,916
4 共 同 事 業 拠 出 金		5
	1 共 同 事 業 拠 出 金	5
5 保 健 事 業 費		206,575
	1 特定健康診査等事業費	179,086
	2 保 健 事 業 費	27,489
6 諸 支 出 金		30,180
	1 償還金及び還付加算金	28,000
	2 貸 付 金	2,180
7 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		22,220,226

議 第 9 号

令和 5 年度山形市後期高齢者医療事業会計予算

令和 5 年度山形市の後期高齢者医療事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,749,219千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		2,889,024 ^{千円}
	1 後期高齢者医療保険料	2,889,024
2 使用料及び手数料		70
	1 手 数 料	70
3 繰 入 金		853,323
	1 繰 入 金	853,323
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		6,801
	1 延滞金、加算金及び過料	700
	2 償還金及び還付加算金	6,100
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		3,749,219

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		87,737 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	58,381
	2 徴 収 費	29,356
2 後期高齢者医療広域 連合納付金		3,655,280
	1 後期高齢者医療広域 連合納付金	3,655,280
3 諸 支 出 金		6,102
	1 償還金及び還付加算金	6,100
	2 繰 出 金	2
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		3,749,219

令和 5 年度山形市介護保険事業会計予算

令和 5 年度山形市の介護保険事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,241,079千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法第220条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 5 年 2 月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 保 険 料		4,901,826 千円
	1 介 護 保 険 料	4,901,826
2 使用料及び手数料		493
	1 手 数 料	493
3 国 庫 支 出 金		5,554,899
	1 国 庫 負 担 金	4,077,683
	2 国 庫 補 助 金	1,477,216
4 支 払 基 金 交 付 金		6,086,996
	1 支 払 基 金 交 付 金	6,086,996
5 県 支 出 金		3,142,091
	1 県 負 担 金	3,031,797
	2 県 補 助 金	110,294
6 財 産 収 入		67
	1 財 産 運 用 収 入	67
7 繰 入 金		3,554,556
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,406,327
	2 基 金 繰 入 金	148,229
8 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
9 諸 収 入		150
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 貸 付 金 元 利 収 入	100
	3 雑 入	49
歳 入 合 計		23,241,079

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		367,647 千円
	1 総 務 管 理 費	237,159
	2 徴 収 費	12,433
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	115,130
	4 趣 旨 普 及 費	2,925
2 保 険 給 付 費		21,875,326
	1 介 護 サービス等諸費	20,126,202
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	569,394
	3 そ の 他 諸 費	22,083
	4 高 額 介 護 サービス等費	493,465
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サービス等費	93,421
	6 特 定 入 所 者 介 護 サービス等費	570,761
3 地 域 支 援 事 業 費		807,597
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サービス事業費	627,965
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	36,930
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	139,894
	4 そ の 他 諸 費	2,808
4 保 健 福 祉 事 業 費		53,014
	1 保 健 福 祉 事 業 費	53,014
5 諸 支 出 金		132,495
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,476
	2 繰 出 金	127,019
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		23,241,079

議 第 11 号

令和 5 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 5 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ68,116千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		8,965 千円
	1 繰 入 金	8,965
2 繰 越 金		41,129
	1 繰 越 金	41,129
3 諸 収 入		18,022
	1 貸 付 金 元 利 収 入	18,021
	2 雑 入	1
歳 入 合 計		68,116

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		26,887 千円
	1 総 務 管 理 費	8,865
	2 貸 付 金	18,022
2 諸 支 出 金		41,129
	1 償還金及び還付加算金	27,173
	2 繰 出 金	13,956
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		68,116

令和 5 年度山形市区画整理事業会計予算

令和 5 年度山形市の区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ107,982千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 総 務 収 入		107,982 ^{千円}
	1 繰 入 金	107,806
	2 繰 越 金	176
歳 入 合 計		107,982

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		107,982 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	141
	2 公 債 費	107,841
歳 出 合 計		107,982

議 第 13 号

令和 5 年度山形市財産区会計予算

令和 5 年度山形市の財産区会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 小白川財産区収入		77 千円
	1 財産運用収入	49
	2 繰越金	28
2 関沢財産区収入		1,256
	1 財産運用収入	622
	2 繰入金	634
3 山寺下組財産区収入		458
	1 財産運用収入	30
	2 繰越金	428
4 その他の財産区収入		6,339
	1 財産運用収入	91
	2 繰入金	3,790
	3 繰越金	2,458
歳 入 合 計		8,130

歳 出

款	項	金 額
1 小 白 川 財 産 区 費		77 千円
	1 財 産 区 管 理 会 費	77
2 関 沢 財 産 区 費		1,256
	1 財 産 区 管 理 会 費	156
	2 財 産 管 理 費	1,100
3 山寺下組財産区費		458
	1 財 産 区 管 理 会 費	458
4 その他の財産区費		6,339
	1 財 産 管 理 費	6,339
歳 出 合 計		8,130

議 第 14 号

令和 5 年度山形市駐車場事業会計予算

令和 5 年度山形市の駐車場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ550,419千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月 22 日 提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		545,472 ^{千円}
	1 使 用 料	545,472
2 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
3 諸 収 入		4,946
	1 雑 入	4,946
歳 入 合 計		550,419

歳 出

款	項	金 額
1 管 理 費		264,298 ^{千円}
	1 駐 車 場 管 理 費	264,298
2 公 債 費		3,113
	1 公 債 費	3,113
3 繰 出 金		282,908
	1 繰 出 金	282,908
4 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		550,419

令和 5 年度山形市公設地方卸売市場事業会計予算

令和 5 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ284,774千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 5 年 2 月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 事業収入		114,792 千円
	1 使用料及び手数料	114,792
2 繰入金		90,590
	1 繰入金	90,590
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		79,391
	1 貸付金元利収入	30,000
	2 雑入	49,391
歳入合計		284,774

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		243,015 千円
	1 総務管理費	243,015
2 公債費		40,759
	1 公債費	40,759
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		284,774

令和 5 年度山形市農業集落排水事業会計予算

令和 5 年度山形市の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,041千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第230条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

令和 5 年 2 月22日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		43,553 ^{千円}
	1 使 用 料	43,552
	2 手 数 料	1
2 県 支 出 金		19,200
	1 県 補 助 金	19,200
3 繰 入 金		143,782
	1 繰 入 金	143,782
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		5
	1 延滞金、加算金及び過料	1
	2 雑 入	4
6 市 債		20,500
	1 市 債	20,500
歳 入 合 計		227,041

歳 出

款	項	金 額
1 総 務 費		109,409 千円
	1 総 務 管 理 費	109,409
2 公 債 費		117,532
	1 公 債 費	117,532
3 予 備 費		100
	1 予 備 費	100
歳 出 合 計		227,041

第2表 地 方 債

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
農 業 集 落 排 水 事 業	^{千円} 20,500	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行	[%] 借入先との協 定による。	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により 償還年限を短縮し、繰上償 還をし、又は低利債に借り 換えることができる。

議第17号

市道路線の認定について

別紙市道路線認定調書のとおり市道に認定する。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

理 由

道路法第8条の規定により、市道に認定し、維持管理しようとするものである。

市 道 路 線 認 定 調 書

No. 1

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
4 3 6 1	蔵王駅前住宅 2 3 号線	山形市大字松原字東谷地 3 8 1 - 2 2 山形市大字松原字東谷地 3 8 1 - 6	
4 3 6 2	落合町北 3 号線	山形市落合町字落合 1 0 7 3 - 1 山形市落合町字落合 1 0 7 3 - 5	
4 3 6 3	南山形住宅 1 9 号線	山形市蔵王成沢字久保田 2 6 1 7 - 4 5 山形市蔵王成沢字久保田 2 6 1 7 - 4 7	
4 3 6 4	南山形 1 7 号線	山形市大字松原字松原 1 - 1 3 山形市大字松原字松原 1 - 1 8	
4 3 6 5	大野目 2 3 号線	山形市大野目一丁目 4 1 - 3 山形市大野目一丁目 4 1 - 2 8	
4 3 6 6	べにばな 1 1 号線	山形市大字漆山字北道上 3 0 8 1 - 2 0 山形市大字漆山字北道上 3 0 8 1 - 2 3	
4 3 6 7	成沢 6 号線	山形市成沢西四丁目 5 0 1 - 3 0 山形市成沢西四丁目 5 0 1 - 2 7	
4 3 6 8	榎沢 1 2 号線	山形市大字下榎沢字鼠田 1 0 9 9 - 1 3 山形市大字下榎沢字鼠田 1 1 2 5 - 1 2	
4 3 6 9	落合 8 号線	山形市落合町字小河向 4 0 6 - 2 8 山形市落合町字小河向 4 0 6 - 2 6	
4 3 7 0	落合 9 号線	山形市落合町字千歳 5 3 - 6 山形市落合町字千歳 5 3 - 9	
4 3 7 1	べにばな 1 2 号線	山形市大字漆山字北道上 3 0 4 9 - 3 山形市大字漆山字北道上 3 0 4 9 - 6	
4 3 7 2	若葉町 1 号線	山形市若葉町 2 8 1 - 1 1 山形市若葉町 2 8 1 - 9	
4 3 7 3	漆山石田 9 号線	山形市大字漆山字石田 2 2 0 - 1 6 山形市大字漆山字石田 2 2 0 - 4	

市 道 路 線 認 定 調 書

No. 2

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
4 3 7 4	若葉町 2 号線	山形市若葉町 2 6 6 － 5 山形市若葉町 2 6 6 － 1 7	

議第18号

市道路線の廃止について

別紙市道路線廃止調書のとおり市道を廃止する。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤 孝弘

理 由

道路法第10条の規定により、市道を廃止しようとするものである。

別紙

市 道 路 線 廃 止 調 書

整理番号	路 線 名	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
8 4 4	飯塚線	山形市飯塚町字中河原 6 5 山形市大字村木沢字大天箱 1 5 2 8	

議第19号

市道路線の変更について

別紙市道路線変更調書のとおり市道を変更する。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤 孝弘

理 由

道路法第10条の規定により、市道を変更しようとするものである。

別紙

市 道 路 線 変 更 調 書

整理番号	新旧 の別	路 線 名	新旧 の別	起 点 終 点	重 要 な 経 過 地
2 8 9 4	旧	同志平線の3	旧	山形市蔵王温泉字駒鳴セ1 1 9 5－3 山形市蔵王温泉字駒鳴セ1 2 1 0	
	新	同志平線の3	新	山形市蔵王温泉字駒鳴セ1 2 0 1－1 山形市蔵王温泉字駒鳴セ1 2 1 0	

議第 2 0 号

包括外部監査契約の締結について

次のとおり、包括外部監査契約を締結する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

1 契約の目的

当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告

2 契約の始期

令和 5 年 4 月 1 日

3 契約の金額

金 1 0 , 3 8 0 , 7 0 0 円を上限とする額

4 契約の相手方

(1) 氏 名 阿 部 哲

(2) 資 格 公認会計士

理 由

令和 5 年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項の規定により、議決を求めようとするものである。

山形市特定空家等緊急措置条例の設定について

山形市特定空家等緊急措置条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市特定空家等緊急措置条例

(目的)

第 1 条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等（以下「特定空家等」という。）に対して行う緊急の措置に関し必要な事項を定めることにより、市民等の生命、身体又は財産を保護することを目的とする。

(緊急措置)

第 2 条 市長は、特定空家等に起因して人の生命、身体又は財産に重大な損害が生ずるおそれがある場合において、その損害の発生の危険が急迫し、他の手段によってはその危険を回避する時間的余裕がないと認めるときは、当該特定空家等に対し、その危険を回避するために必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の規定による措置（以下「緊急措置」という。）を講じようとするときは、専門的知識を有する者の意見を聴かなければならない。ただし、意見を聴く時間的余裕がない場合その他市長が特に認める場合は、この限りでない。

3 市長は、緊急措置を講じたときは、遅滞なく当該特定空家等の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に当該緊急措置の内容を通知しなければならない。この場合において、当該特定空家等の所有者等を確知することができないとき、又は当該特定空家等の所有者等の所在が判明しないときは、当該緊急措置の内容を公示しなければならない。

4 市長は、緊急措置を講じたときは、当該緊急措置に要した費用を当該緊急措置に係る特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

理 由

危険な状態が発生している特定空家等について、その危険を回避するための緊急の措置を実施できるようにするものである。

議第 2 2 号

山形市印鑑条例及び山形市手数料条例の一部改正について

山形市印鑑条例及び山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市印鑑条例及び山形市手数料条例の一部を改正する条例

(山形市印鑑条例の一部改正)

第 1 条 山形市印鑑条例（昭和 4 6 年市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 3 項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

(山形市手数料条例の一部改正)

第 2 条 山形市手数料条例（昭和 2 6 年市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項の見出し中「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備」を加え、同項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「第 1 5 3 号」の次に「。以下「公的個人認証法」という。」を、「個人番号カードをいう。）」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第 3 5 条の 2 第 1 項の移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録されている電磁的記録媒体が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律

第37号) 附則第1条第7号に掲げる規定(第49条の規定に係る部分に限る。)の施行の日から施行する。

理 由

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、証明書交付サービスにおける印鑑登録証明書の交付申請及び証明書等の交付手数料の減額について規定の整備をしようとするものである。

議第 23 号

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正について

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する
条例

山形市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 7 条を第 8 条とし、第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者選定評価審査委員会)

第 7 条 指定管理者に関する次に掲げる事項について調査審議するため、市長の附属機関として、この市に山形市指定管理者選定評価審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- (1) 第 3 条第 1 項の規定による指定管理者の候補者の選定に関すること。
 - (2) 前条の規定による指定管理者の指定の取消し等に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項
- 2 委員会は、委員 10 人以内をもって組織する。
 - 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 市職員で市長が定める職にあるもの
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
 - 4 委員の任期は、前項第 1 号及び第 3 号に掲げる者にあつては 2 年とし、同項第 2 号に掲げる者にあつては当該職にある期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の

任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 委員会は、教育委員会からの求めに応じ、教育委員会の管理する公の施設に係る第1項各号（第4号を除く。）に掲げる事項その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議することができる。

8 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年6月1日から施行する。

（山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

2 山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1号を加える。

(50) 指定管理者選定評価審査委員会の委員

理 由

指定管理者の候補者の選定等について調査審議する附属機関を設置しようとするものである。

議第 2 4 号

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正につい
て

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定す
る。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例

山形市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人
番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年市条例第 3 0 号）の一部を次
のように改正する。

別表第 1 の 4 の項から 6 の項までを次のように改める。

4 市長	生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による保護の決定 及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給、 被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還 又は徴収金の徴収に準じて行う生活に困窮する外国人に対す る措置に関する事務であって規則で定めるもの
5 市長	私立高等学校生徒学費補助金の交付に関する事務であって規 則で定めるもの
6 教育委員会	特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で 定めるもの

別表第 2 の 3 の項事務の欄中「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）」を削り、同表 7 の項特定個人
情報の欄中「教育・保育給付」の次に「又は子育てのための施設等利用給付」を加え、同表
1 1 の項事務の欄中「教育・保育給付」の次に「若しくは子育てのための施設等利用給付」を

加え、同表中

「

1 7 市長	私立幼稚園就園奨励費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
--------	------------------------------------	---------------------

を

」

「

1 7 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に準じて行う生活に困窮する外国人に対する措置に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
		公営住宅法による公営住宅の管理に関する情報であって規則で定めるもの
		医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
		介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
		生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
		母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
1 8 市長	私立高等学校生徒学費補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

に

」

改める。

別表第 3 の 2 の項を削り、同表 3 の項を同表 2 の項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

個人番号の利用及び特定個人情報の庁内連携が可能な事務を追加するとともに、規定の整備を行おうとするものである。

議第 25 号

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

山形市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 18 項中「120,000 円」を「300,000 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

農地利用最適化推進委員の活動の更なる活性化を図るため、同委員に支給する報酬加算額の上限を引き上げようとするものである。

議第 26 号

山形市手数料条例の一部改正について

山形市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市手数料条例の一部を改正する条例

山形市手数料条例（昭和 26 年市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項の表独身証明書の項中「126 の項」を「130 の項」に改める。

別表第 1 中 126 の項を 130 の項とし、117 の項から 125 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、同表 116 の項中「115 の項」を「119 の項」に改め、同項を同表 120 の項とし、同表中 115 の項を 119 の項とし、102 の項から 114 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、同表 101 の項中「103 の項」を「107 の項」に改め、同項を同表 105 の項とし、同表中 100 の項を 104 の項とし、95 の項から 99 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、同表 94 の項中「93 の項」を「97 の項」に改め、同項を同表 98 の項とし、同表 93 の項を同表 97 の項とし、同表 92 の項中「91 の項」を「95 の項」に改め、同項を同表 96 の項とし、同表中 91 の項を 95 の項とし、84 の項から 90 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、同表 83 の項中「建築物の建築許可申請手数料」を「建築物等の建築等許可申請手数料」に、「一敷地内許可建築物を除く」を「新築する一敷地内許可建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内許可建築物に限る」に改め、同項を同表 87 の項とし、同表 82 の項中「建築物の」を「建築物等の」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築する一敷地内認定建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内認定建築物に限る」に改め、同項を同表 86 の項とし、同表 81 の項中「建築物の建築認定申請手数料」を「建築物等の建築等認定申請手数料」に、「一敷地内認定建築物を除く」を「新築する一敷地内認定建築物以外の建築物及び増築等をする一敷地内認定建築物に限る」に改め、同項を同表 85 の項とし、同表 80 の項中「既存建築物を除く」を「建築等をする建築物に限る」に改め、同項を同表 84 の項とし、同表 79 の項を同表 83 の項とし、

同表 7 8 の項中「既存建築物を除く」を「建築等をする建築物に限る」に改め、同項を同表 8 2 の項とし、同表中 7 7 の項を 8 1 の項とし、6 2 の項から 7 6 の項までを 4 項ずつ繰り下げ、6 1 の項を 6 4 の項とし、同項の次に次のように加える。

6 5	建築基準法第 5 8 条第 2 項の規定に基づく高度地区における建築物の高さの特例許可申請手数料	1 6 0, 0 0 0 円
-----	--	----------------

別表第 1 の 6 0 の項を同表 6 3 の項とし、同表 5 9 の項中「第 5 5 条第 3 項各号」を「第 5 5 条第 4 項各号」に、「高さの」を「高さに関する制限の適用除外に係る」に改め、同項を同表 6 2 の項とし、同表 5 8 の項を同表 6 0 の項とし、同項の次に次のように加える。

6 1	建築基準法第 5 5 条第 3 項の規定に基づく建築物の高さの特例許可申請手数料	1 6 0, 0 0 0 円
-----	--	----------------

別表第 1 の 5 7 の項を同表 5 9 の項とし、同表 5 6 の項中「第 5 3 条第 5 項第 3 号」を「第 5 3 条第 6 項第 3 号」に改め、同項を同表 5 8 の項とし、同表 5 5 の項を同表 5 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

5 7	建築基準法第 5 3 条第 5 項第 4 号の規定に基づく建築物の建蔽率の特例許可申請手数料	3 3, 0 0 0 円
-----	--	--------------

別表第 1 中 5 4 の項を 5 5 の項とし、5 3 の項を 5 4 の項とし、5 2 の項を 5 3 の項とし、5 1 の項の次に次のように加える。

5 2	建築基準法第 5 2 条第 6 項第 3 号の規定に基づく建築物の容積率の特例認定申請手数料	2 7, 0 0 0 円
-----	--	--------------

別表第 1 備考第 4 項中「1 0 2 の項及び 1 0 3 の項」を「1 0 6 の項及び 1 0 7 の項」に改める。

別表第 2 アの表の付表第 1 中

「

登録住宅性能評価機関により低炭素化促進法第 5 4 条第 1 項に規定する基準に適合すると評価されている場合	5, 0 0 0 円
--	------------

を

」

「

登録住宅性能評価機関により低炭素化促	5, 0 0 0 円
--------------------	------------

進法第54条第1項に規定する基準に適合すると評価されている場合		
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円

に改め、

別表第2アの表の付表第2中

「

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により低炭素化促進法第54条第1項に規定する基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円

を

「

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネ	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え	20,000円

ルギー消費性能判定 機関（以下「登録建 築物エネルギー消費 性能判定機関」とい う。）又は登録住宅 性能評価機関により 低炭素化促進法第 54条第1項に規定 する基準に適合する と評価されている場 合	2,000平方メ ートル以内のも の	
	床面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内のも の	46,000円
	床面積の合計が 5,000平方メ ートルを超えるも の	82,000円
建築物エネルギー消 費性能基準等を定め る省令第10条第2 号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合 することについて審 査を受ける場合	床面積の合計が 300平方メー ートル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が 300平方メー ートルを超え 2,000平方メ ートル以内のも の	58,000円
	床面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内のも の	105,000円
	床面積の合計が 5,000平方メ ートルを超える もの	158,000円

に改め、

」

同表備考中「（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあつては、共用部分（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）を除いた部分）」を削り、別表第2アの表の付表第3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号による」及び「（平成28年経済産業省令、国土交通省令第1号）」を削り、「第1条第1項第1号ロ」を「第10条第1号イ(2)及びロ(2)（非住宅部分の全部を同号に規

定する工場等の用途に供する場合にあっては、同号ロ（２））」に改め、別表第２イの表の付表第１中

「		登録住宅性能評価機関により低炭素化促進法第５４条第１項に規定する基準に適合すると評価されている場合	３，０００円	を
---	--	---	--------	---

「

登録住宅性能評価機関により低炭素化促進法第５４条第１項に規定する基準に適合すると評価されている場合		３，０００円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１０条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が２００平方メートル以内のもの	９，０００円
	床面積の合計が２００平方メートルを超えるものの	１０，０００円

」

別表第２イの表の付表第２中

「		登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により低炭素化促進法第５４条第１項に規定する基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が３００平方メートル以内のもの	５，０００円	を
			床面積の合計が３００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの	１０，０００円	
			床面積の合計が２，０００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のもの	２３，０００円	
			床面積の合計が５，０００平方メートルを超えるもの	４１，０００円	

「		登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により低炭素化促進法第５４条第１項に規定する基準に適合すると評価されている場合	床面積の合計が	５，０００円	」
---	--	---	---------	--------	---

一消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関により低炭素化促進法第54条第1項に規定する基準に適合すると評価されている場合	300平方メートル以内のもの	
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	79,000円

に改め、

」

同表備考中「（住宅部分の設計一次エネルギー消費量について、単位住戸の設計一次エネルギー消費量を合計した数値により算定する場合にあっては、共用部分を除いた部分）」を削り、別表第2イの表の付表第3中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号

による」を削り、「第1条第1項第1号ロ」を「第10条第1号イ（2）及びロ（2）（非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合にあつては、同号ロ（2））」に改める。

別表第3ウの表の付表第1中

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合		5,000円	を

住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（以下「設計住宅性能評価書」という。）の交付を受けている場合		5,000円	に改め、
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	18,000円	
	床面積の合計が200平方メートルを超えるもの	19,000円	

別表第3ウの表の付表第2中

設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円	を
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	20,000円	
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	46,000円	
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	82,000円	

設計住宅性能評価書の交付を受けている	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	10,000円
--------------------	-----------------------	---------

場合	ル以内のもの	
	床面積の合計が 300平方メー トルを 超 え 2,000平方メ ートル以内のもの	20,000円
	床面積の合計が 2,000平方メ ートルを 超 え 5,000平方メ ートル以内のもの	46,000円
	床面積の合計が 5,000平方メ ートルを超えるも の	82,000円
建築物エネルギー消 費性能基準等を定め る省令第10条第2 号イ(2)及びロ(2) に定める基準に適合 することについて審 査を受ける場合	床面積の合計が 300平方メー トル以内のもの	33,000円
	床面積の合計が 300平方メー トルを 超 え 2,000平方メ ートル以内のもの	58,000円
	床面積の合計が 2,000平方メ ートルを 超 え 5,000平方メ ートル以内のもの	105,000円
	床面積の合計が 5,000平方メ ートルを超えるも の	158,000円

に改め、

同表備考中「単位住戸」の次に「（住宅部分の一の住戸をいう。以下同じ。）」を、「共用部
分」の次に「（住宅部分のうち単位住戸以外の部分をいう。以下同じ。）」を加え、別表第3
ウの表の付表第3中「。以下同じ。」を削り、別表第3エの表の付表第1中

「

設計住宅性能評価書の交付を受けている 場合	3,000円
--------------------------	--------

を

「

設計住宅性能評価書の交付を受けている場合		3, 0 0 0円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合	床面積の合計が200平方メートル以内のもの	9, 0 0 0円
	床面積の合計が200平方メートル	10, 0 0 0円

に改め、

することについて審査を受ける場合	ルを超えるもの	
------------------	---------	--

別表第3エの表の付表第2中

「

設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円

を

「

設計住宅性能評価書の交付を受けている場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	5,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	10,000円
	床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの	23,000円
	床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの	41,000円
建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合することについて審査を受ける場合	床面積の合計が300平方メートル以内のもの	17,000円
	床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの	29,000円

に改め、

	床面積の合計が 2,000平方メ ートルを超え 5,000平方メ ートル以内のもの	53,000円
	床面積の合計が 5,000平方メ ートルを超えるも の	79,000円

」

別表第3オの表の付表第1中「第1条第1項第2号イ(2)(i)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改め、別表第3オの表の付表第2中「第1条第1項第2号イ(2)(ii)」を「第1条第1項第2号イ(2)」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、別表第2及び別表第3の改正規定は、公布の日から施行する。

理 由

建築基準法等の改正に伴い、新たな申請手数料の設定等を行おうとするものである。

議第 27 号

山形市福祉医療給付金支給条例の一部改正について

山形市福祉医療給付金支給条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市福祉医療給付金支給条例の一部を改正する条例

山形市福祉医療給付金支給条例（昭和 49 年市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「15 歳」を「18 歳」に改め、同条に次の 2 号を加える。

- (5) 外来療養 病院又は診療所における診察、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療（これらの療養の給付のうち、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に伴うものを除く。）又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護をいう。
- (6) 入院療養 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（これらの療養の給付に伴う診察、薬剤又は治療材料の支給及び処置、手術その他の治療を含む。）をいう。

第 4 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、こども医療給付金の支給認定者のうち 15 歳に達する日以後における最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの者にあつては、医療証の交付について申請があつた者に限る。

第 5 条第 1 項中「療養（」の次に「こども医療給付金の支給認定者のうち 15 歳に達する日以後における最初の 4 月 1 日から 18 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までの者にあつては、外来療養を除く。」を加え、同条第 2 項第 5 号ア中「（病院又は診療所における診察、薬剤若しくは治療材料の支給若しくは処置、手術その他の治療（これらの療養の給付のうち、病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護に伴うものを除く。）又は居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護をいう。以下同じ。）」及び

「（病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護（これらの療養の給付に伴う診察、薬剤又は治療材料の支給及び処置、手術その他の治療を含む。）をいう。以下同じ。）」を削る。

第6条第2項中「前項」を「前項ただし書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の山形市福祉医療給付金支給条例の規定は、施行日以後に受ける療養の給付に係ることも医療給付金について適用し、施行日前に受けた療養の給付に係ることも医療給付金については、なお従前の例による。

理 由

入院療養に係ることも医療給付金の支給対象者の範囲を18歳までに拡大しようとするものである。

議第 28 号

山形市児童遊園条例の一部改正について

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市児童遊園条例の一部を改正する条例

山形市児童遊園条例（昭和 43 年市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表上志戸田児童遊園の項を削り、同表二位田第 1 児童遊園の項中「二位田第 1 児童遊園」を「二位田児童遊園」に改め、同表二位田第 2 児童遊園の項及び八森第 1 児童遊園の項を削り、同表八森第 2 児童遊園の項中「八森第 2 児童遊園」を「八森児童遊園」に改め、同表浜田児童遊園の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

児童遊園の廃止及び名称の変更を行おうとするものである。

議第 29 号

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市条例第 18 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項中「次条第 1 項」の次に「、第 8 条の 3 第 2 項」を加える。

第 8 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 8 条の 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する家庭的保育事業所等外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更

を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第8条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の家庭的保育事業所等外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第11条中「ときは」の次に「、その行う保育に支障がない場合に限り」を加え、同条ただし書を削る。

第14条を次のように改める。

第14条 削除

第15条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

2 改正後の第8条の3第2項の規定の適用については、家庭的保育事業者等において利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する家庭的保育事業者等は、ブザー等の設

置に代わる措置を講じて利用乳幼児の所在の確認を行わなければならない。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、家庭的保育事業等の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第 30 号

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

山形市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成
26 年市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 26 条を次のように改める。

第 26 条 削除

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

内閣府令の改正に伴い、特定教育・保育施設等の運営に関する基準について所要の改正を行
おうとするものである。

議第 3 1 号

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正について

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

山形市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年市条
例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 6 条の 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全
育成事業所ごとに、当該放課後児童健全育成事業所の設備の安全点検、職員、利用者等に対
する放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等を含めた放課後児童健全育成事業所での
生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他放課後児童健
全育成事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」
という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の
研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよ
う、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画
の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第6条の3 放課後児童健全育成事業者は、利用者の放課後児童健全育成事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用者の移動のために自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。

第12条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第12条の2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。

第13条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第6条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第2項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童健全育成事業の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第 3 2 号

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

第 1 条 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 3 0 年市条例第 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条を次のように改める。

第 1 3 条 削除

第 2 条 山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

第 7 条の次に次の 2 条を加える。

（安全計画の策定等）

第 7 条の 2 児童福祉施設（助産施設を除く。以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する児童福祉施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第7条の3 児童福祉施設は、児童の児童福祉施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

2 保育所は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第10条の見出し中「併設する」を「併せて設置する」に改め、同条中「併設する」を「併せて設置する」に、「、当該児童福祉施設」を「当該児童福祉施設」に、「職員と」を「職員に」に改め、同条ただし書を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

第13条を次のように改める。

（業務継続計画の策定等）

第13条 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の

変更を行うよう努めるものとする。

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施する」に改める。

第15条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

附則第4項中「乳児4人以上を入所させる保育所に係る」を削り、「准看護師」の次に「（以下この項において「看護師等」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（安全計画の策定等に係る経過措置）

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の2（保育所に係るものを除く。）の規定の適用については、同条第1項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第2項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）

- 3 第2条の規定による改正後の山形市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用については、保育所において児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、児童の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する保育所は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて児童の所在の確認を行わなければならない。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、児童福祉施設の運営等に関する基準について所要の改正を行うとするものである。

議第 33 号

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部改正について

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例
の一部を改正する条例

山形市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条に次の 1 項を加える。

- 9 第 1 項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（山形市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年市条例第 18 号）第 3 条に規定する家庭的保育事業所等（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。以下同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 7 条に次の 1 項を加える。

- 9 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第 41 条の次に次の 2 条を加える。

(安全計画の策定等)

第41条の2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保を図るため、指定児童発達支援事業所ごとに、当該指定児童発達支援事業所の設備の安全点検、従業者、障がい児等に対する指定児童発達支援事業所外での活動、取組等を含めた指定児童発達支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定児童発達支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 指定児童発達支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第41条の3 指定児童発達支援事業者は、障がい児の指定児童発達支援事業所外での活動、取組等のための移動その他の障がい児の移動のために自動車を運行するときは、障がい児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障がい児の所在を確実に把握することができる方法により、障がい児の所在を確認しなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、障がい児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に障がい児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（障がい児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

第47条を次のように改める。

第47条 削除

第60条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と基準該当児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事

する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第63条中「、第47条」を削る。

第68条に次の1項を加える。

- 4 前項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と指定医療型児童発達支援事業所に通所している障がい児を交流させるときは、障がい児の支援に支障がない場合に限り、障がい児の支援に直接従事する従業者については、これら児童への保育に併せて従事させることができる。

第97条及び第102条中「第39条の2」の次に「、第41条の2、第41条の3第1項」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第47条及び第63条の改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第41条の2（改正後の第59条、第63条、第77条、第84条、第85条、第89条、第97条及び第102条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後の第41条の2第1項中「講じなければならない」とあるのは「講ずるよう努めなければならない」と、同条第2項中「実施しなければならない」とあるのは「実施するよう努めなければならない」と、同条第3項中「周知しなければならない」とあるのは「周知するよう努めなければならない」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の第41条の3第2項（改正後の第59条、第63条、第77条、第84条、第85条及び第89条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、指定児童発達支援事業者において障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する場合であって、当該自動車に同項に規定するブザーその他の車内の障がい児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えること及びこれを用いることにつき困難な事情があるときは、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、障がい児の送迎を目的とした自動車を日常的に運行する指定児童発達支援事業者は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて障がい児の所在の確認を行わなければならない。

理 由

厚生労働省令の改正に伴い、指定通所支援の事業等の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第34号

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部改正について

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月22日提出

山形市長 佐藤孝弘

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

山形市認定こども園の認定の要件に係る基準並びに施設の設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成31年市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第10号を同条第13号とし、同条第9号中「第7号」を「第9号」に改め、同号
を同条第12号とし、同条中第8号を第10号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (11) 職員は、当該認定こども園の子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行
為その他当該子どもの心身に有害な影響を与える行為をしないこと。

第12条中第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

- (7) 子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を
運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握
することができる方法により、子どもの所在を確認すること。
- (8) 通園を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に
備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同
程度に子どもの見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を運行するときは、
当該自動車にブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置を備え、これを用い
て前号に定める所在の確認（子どもの自動車からの降車の際に限る。）を行うこと。

附則第6項の表以外の部分中「前3項」を「附則第3項から前項まで」に改め、同項の表前

項の項中「前項」を「附則第5項」に改め、同表に次のように加える。

前項	第6条第1項の規定により 保育士の資格を有する者で なければならない保育に従 事する職員	看護師等
----	---	------

附則第6項を附則第7項とし、附則第5項の次に次の1項を加える。

6 第6条第1項の規定により保育士の資格を有する者でなければならない保育に従事する職員については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該認定こども園の保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
（自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置）
- 2 認定こども園において、改正後の第12条第8号に規定する自動車を運行する場合であつて、当該自動車に同号に規定するブザーその他の車内の子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備えることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えて同条第7号に定める子どもの所在の確認を行うことを要しない。この場合において、当該認定こども園は、ブザー等の設置及び使用に代わる措置を講じて子どもの所在の確認を行わなければならない。

理 由

内閣府・文部科学省・厚生労働省告示の改正に伴い、認定こども園の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第 3 5 号

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部改正について

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 2 2 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

第 1 条 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定
める条例（平成 3 0 年市条例第 7 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 4 条の表以外の部分中「から第 1 3 条まで」を「、第 1 2 条」に改め、同条の表第
1 3 条の項を削り、同表第 3 9 条の項読み替える字句の欄中「園長」を「認定こども園法第
1 4 条第 1 項に規定する園長」に改める。

第 2 条 山形市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定
める条例の一部を次のように改正する。

第 6 条第 6 項中「場合は」の次に「、その行う教育及び保育に支障がないときに限り」を、
「一部を」の次に「他の」を加え、同項ただし書を削る。

第 8 条第 8 項中「場合は」の次に「、その行う教育及び保育に支障がないときに限り」を、
「一部を」の次に「他の」を加え、同項ただし書を削る。

第 1 4 条の表以外の部分中「、第 1 2 条」を「から第 1 3 条まで」に改め、同条の表第
1 2 条の項の次に次のように加える。

第 1 3 条	利用者に対する支援の提供	園児の教育及び保育（満 3 歳未満の園児については、 その保育。以下同じ。）
---------	--------------	--

第14条の表第20条第1項の項読み替える字句の欄中「（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）」を削る。

附則第11項中「前2項」を「附則第9項から前項まで」に、「又は保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」を「、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者又は看護師等」に、「並びに保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者」を「、保育教諭と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者並びに看護師等」に改め、同項を附則第13項とし、附則第10項の次に次の2項を加える。

11 職員については、当分の間、1人に限って、当該幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下「看護師等」という。）をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の園児の数が4人未満である幼保連携型認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって職員による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

12 前項の場合において、当該看護師等は、補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

理 由

内閣府・文部科学省・厚生労働省令の改正に伴い、幼保連携型認定こども園の運営等に関する基準について所要の改正を行おうとするものである。

議第 36 号

山形市国民健康保険条例の一部改正について

山形市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市国民健康保険条例の一部を改正する条例

山形市国民健康保険条例（昭和 34 年市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「408,000 円」を「488,000 円」に、「420,000 円」を「500,000 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 4 条の 2 の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、施行日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。

理 由

健康保険法施行令等の改正にあわせ、国民健康保険の被保険者が出産した場合の出産育児一時金の額を引き上げようとするものである。

議第 37 号

山形市営住宅条例の一部改正について

山形市営住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

山形市営住宅条例の一部を改正する条例

山形市営住宅条例（平成 9 年市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「除く。」の次に「以下この項（各号を除く。）及び」を加え、「（老人）」を「（高齢者）」に、「老人等」を「高齢者等」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める公営住宅にあっては、第 1 号に掲げる条件を具備することを要しない。

第 7 条第 2 項中「老人等」を「高齢者等」に改める。

第 9 条第 4 項中「のうち、」の次に「配偶者のない者であって」を加え、「寡婦若しくは寡夫」を「もの」に、「老人」を「高齢者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 6 条第 1 項の規定は、施行日以後に開始する公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをする者について適用し、同日前に開始された公営住宅の入居者の公募に応じて入居の申込みをした者については、なお従前の例による。

理 由

60歳未満の単身者が入居できるよう、市営住宅への入居要件を緩和しようとするものである。

議第 38 号

山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部改正について

山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 5 年 2 月 22 日提出

山形市長 佐藤 孝弘

山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例の一部を改正する条例

山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（平成 16 年市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中カをクとし、オをカとし、その次に次のように加える。

キ 西山形小学校

第 2 条第 4 号エの次に次のように加える。

オ 南沼原小学校

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の山形市立小学校及び中学校の施設の開放に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 4 号オ及びキに掲げる学校の特別教室の使用の許可及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例及び新条例に基づく教育委員会規則の規定の例により行うことができる。

理 由

南沼原小学校及び西山形小学校の校舎の改築に伴い、それらの学校の特別教室の一部を市民に開放しようとするものである。